

平成28年度日中スポーツ交流事業  
地域交流推進事業(都道府県・市区町村交流) 実施要項  
＝国庫補助事業＝

1. 目的

2007年に日中両国政府により実施された2007「日中文化・スポーツ交流年」を契機として、両国の地域レベルにおけるスポーツ交流を実施することにより、相互理解と友好親善を深めるとともに、各地域のスポーツ振興を図ることを目的とする。

2. 交流方式と基準

① 派遣事業

日本の都道府県又は市区町村単位で編成する選手団を中国の省又は市へ派遣する事業。

② 受入事業

中国の省又は市単位で編成する選手団を日本の都道府県又は市区町村で受け入れる事業。

③ 事業実施形態

公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という)が当該自治体の当該都道府県体育(スポーツ)協会へ委託して行う。

④ 事業実施の対象都道府県又は市区町村及び実施競技種目

対象とする都道府県又は市区町村、競技種目は、おおむね次に該当するものとする。

(ア) 本会が平成19年度から実施した「日中成人スポーツ交流事業」の実施都道府県。

(イ) 中国の省又は市とスポーツを通じて、青少年又は成人の友好・親善を深めることを目的とし、新たに交流を実施する都道府県又は市区町村。

(ウ) 中国とのスポーツ交流事業を通して、生涯スポーツの振興を図るために、継続して交流の実施を希望する都道府県又は市区町村。

(エ) 中国とのスポーツ交流事業を通して、競技スポーツの振興を図るために、継続して交流の実施を希望する都道府県又は市区町村。

(オ) 中国の省又は市と姉妹提携により交流実績がある、あるいは現在交流を行っている都道府県又は市区町村。

(カ) 実施競技種目は本会加盟競技団体種目とする。

⑤ 事業構成の要件

(ア) 原則、日本団員(派遣)、中国団員(受入)ともに、選手は10名以上とする。

(イ) 派遣・受入ともにスポーツ活動(練習・試合・講習会・スポーツ観戦など)を主体とした日程とし、文化探訪(市内見学・買い物など)を含む場合は、スポーツ活動と文化探訪の割合を2対1以上(スポーツ活動の割合を2より多くする)とする。

(ウ) 事業参加者は、交流相手との合意により青少年から成人までとする。

ただし、派遣事業(日本団員)参加者は小学生高学年～70歳迄が望ましい。

⑥ 委託対象の範囲

(ア) 団員(選手、同行役員)は、20名までとする。その内、同行役員(監督・コーチ・本部役員・通訳)は、2名までとする。

(イ) なお、受入事業については、上記のほか、日本側の運営役員及び通訳を各1名まで対象とし、委託対象経費は6泊7日を上限とする。

(ウ) 他の助成・補助金で行われる活動と本事業を重複させることはできない。

### 3. 事業の取り扱い

(ア) 主催団体は、公益財団法人日本体育協会および当該都道府県体育(スポーツ)協会とする。

(イ) その他の団体は、主管等とする。

(ウ) 事業名に以下の冠名称を付記すること。

- 国庫補助事業

### 4. 実施規模

4事業(派遣－2事業・40名、受入－2事業・40名)程度とする。

ただし、予算の範囲内で事業数を変更することもある。

### 5. 実施期間

平成28年5月10日(火)から平成29年2月28日(火)(予定)

※本事業は国庫補助金を原資として実施しているため、平成28年度予算の成立に基づき委託対象期間が確定する。委託対象期間外の事業は本事業の対象とならないので留意すること。